

## 平成28年度第2回瑞穂町総合教育会議 会議録

### 日時

平成29年3月24日（金） 午後2時10分から午後3時20分まで

### 場所

瑞穂町役場本庁舎3階 全員協議会室

### 出席者

【町部局】 石塚 町長、田辺 企画部長、福井 教育部長

【教育委員会部局】 鳥海 教育長、滝澤 委員長、関谷 委員、村上 委員、中野 委員

【事務局】 友野 教育課長、鳥海 教育課庶務係長、鈴木 教育課庶務係主任

傍聴者 なし

開会 午後2時10分

### 1 開会

事務局（教育課長）

（配布資料の確認後）これより、平成28年度第2回瑞穂町総合教育会議を開会します。  
はじめに、町長より会議の開催にあたり挨拶をお願いします。

### 2 町長挨拶

町長

皆さん、こんにちは。平成28年度第2回瑞穂町総合教育会議を招集しましたところ、教育委員全員のご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。本日、午前中は、町内の小学校で卒業式が挙行されました。また、先週には、中学校の卒業式が挙行され、委員の皆様もお忙しい中、式にご出席いただき、児童・生徒の門出を祝っていただきました。重ねて御礼申し上げます。

さて、教育に関する制度が平成27年度から大きく変わり、総合教育会議が設置され、2年が過ぎようとしています。瑞穂町では平成27年度から会議を開催し、本日の会議で4回目を迎えます。この総合教育会議は、大綱策定のほか、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うものと規定されています。

本日は、この会議の趣旨に基づき、平成28年度の教育行政に関して実施した施策を町長部局並びに教育委員会より、ご説明いたします。また、総合教育会議要綱の改正（案）についても、ご提案させていただきます。委員の皆様のご忌憚のない、また、活発なご意見をお願いし、あいさついたします。

事務局（教育課長）

ありがとうございました。本会議の議事進行につきましては、瑞穂町総合教育会議要綱第4条により、「会議の議長は町長が務める」となっていますので、これより町長に議事の進行をお願いいたします。町長お願いいたします。

### 3 議題

#### 1) 瑞穂町の教育行政について

町長

議長を務めさせていただきます。本日の会議は、要綱第6条の規定に基づき、会議を非公開とする理由はありませんので、公開といたしますが異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

早速、議題に入ります。それでは「議題1 瑞穂町の教育行政について」を議題とします。

企画部長及び教育部長より説明させます。はじめに企画部長より説明させます。

企画部長

説明いたします。資料1をご覧ください。私からは4点報告いたします。

まず、1点目は、「通学路等防犯設備(防犯カメラ)運用状況について」です。通学路と公園に分けて記載しています。

まず、通学路には、記載のとおり、各小学校通学路に39台、箱根ヶ崎駅西口広場に3台の、計42台を設置しています。公園には、27年度以前に設置した松原中央公園に4基、さやま花多来里の郷に4基のほか、平成28年度は、新たに町10箇所の公園等に10基の防犯カメラを設置しました。データについては10日間保存されます。また、データは内蔵ハードディスクに保存され、保存容量を超えた時点で古いものから順次上書きされます。公園内で異常を発見した際に映像を確認しています。なお、通学路の防犯カメラも10日程度の保存容量を持ち、公園のカメラと同様に上書きされます。

次に2点目は、「町内における犯罪等発生状況について」です。発生件数は表に記載のとおりで、全体件数は年々減少しています。表の右端、福生署管内全体としても同様の傾向です。町内での発生件数は、平成28年度は27年度に比べ170件、率にして約34パーセント減少しています。非侵入盗犯である自転車盗と万引きが減少しているとの報告を担当課から受けています。この表の下、防犯メール配信ですが、1. 防犯情報として、不審者情報、振り込め詐欺情報等を登録者に配信しています。2. 配信情報ですが、2ペー

ジに記載のとおり、平成28年度は2月28日現在での数値ではありますが、33件となっています。直近の情報を担当課に問合せしましたが、昨日3月23日現在で35件となっており、平成27年度を1件上回った状況です。

次に3点目は、「通学路における交通安全施設設置（改修）等の状況について」です。まず、カラー舗装については、平成28年度に7か所実施しました。グリーンで舗装をしています。第三小学校区に2か所、第四小学校区に2か所、第五小学校区に3か所です。口頭で具体的な位置を申し上げますと、町道29号線は、目標物がなく説明しづらいところですが、ザ・モールみずほ16の北東部にあたるところで、旧日光街道に接するところを起点として西へ向かい松山町へ入っていく道路です。これは片側のみで、326.5mです。ちなみに一方の片側は27年度に施工しています。町道707号線は、町の最北部にあたりますが、東西に走る都道から北へ向かう、ドラッグストアの東側の道路です。片側約150mずつ、延べ延長で、306.4mです。町道973号線と974号線は、都営住宅の最北部と南平地区の南部の間を走る道路です。目的物がないため明確な説明ができず申し訳ありませんが、いずれも両側舗装で、記載のとおり延べ延長は973号線が87.4m、974号線が222.6mです。次の2路線ですが、最初に230号線から申し上げますが、殿ヶ谷地区の寄り合いハウスいこいの東側の道路で両側舗装、片側約90m、延べ延長で175.4mです。229号線は、230号線の北端が突き当たったところの道路で、突き当たった地点から北西に向かった82.3mです。ここは片側舗装です。最後に424号線です。残堀川を挟んで南北にそれぞれ新青梅街道、青梅街道まで達する道路で、すべて両側舗装、延べ延長で738.2mです。以上、28年度にカラー舗装を交通安全の施設として設置した場所です。

次に、LED道路照明灯です。殿ヶ谷・石畑・箱根ヶ崎地区の一部の道路照明灯を、LED道路照明灯に271基交換しました。

次に、道路反射鏡（カーブミラー）関係です。点検清掃を瑞穂町交通安全推進協議会へ委託しています。町内の920本について年3回お願いしています。

その他としまして、福生警察署、教育委員会、道路管理者とで、毎月通学路の安全点検を実施し、危険箇所への看板、ポストコーン、ガードパイプ等の設置を行っています。引き続き、児童・生徒が安全に通学できるよう改善してまいります。

最後に4点目は、「瑞穂町海外留学奨学資金等支給状況について」です。積極的に海外の学校で学芸や技能を習得しようとする青少年に対し、奨学資金と渡航費用の一部を支給し、国際的な視野に立ち、町及び社会に貢献する人材の育成を行うもので、28年度は記載のとおり1件の支給を行いました。留学先はアメリカ合衆国のカリフォルニア州立大学サンディエゴ校です。支給額は150万円です。申請期間は年に2回ありますが、記載のとおり第2期においては、応募者はありませんでした。なお、本制度は平成22年度に開始し、これまで10人に奨学資金を支給しています。その中のお一人ですが、平成24年度に奨学生に決定し、スイスのルツェルン音楽院クラリネット科に留学した梅原希枝さんが出演するコンサートが、渋谷区のKMアートホールで、スイス大使館後援のもと、4月21日に行われます。本日チラシを配布させていただきましたので、足を運んでいただいたり、知り合いの方にお知らせいただいたりお願いできればと思います。

以上、企画部からの説明といたします。

町長

次に、教育部長より説明させます。

教育部長

平成28年度の教育委員会の施策について、ご説明いたします。お手元の資料2「平成28年度 教育委員会の施策について」をご覧ください。

はじめに、1 平成28年度教育委員会予算における重点事業等についてですが、ご覧の表は、平成28年度事業について、62の事業を新規事業、重点事業、レベルアップ事業の3つに区分して、平成29年2月に開催の教育委員会定例会でお示ししたものです。それでは、資料の7ページになります、別紙1をご覧ください。7ページから8ページに記されている62事業を、新規事業、重点事業、レベルアップ事業の3つに区分し、1ページの表にまとめたものでございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。「2 平成28年度教育委員会の主要施策について」と題しまして、施策をソフト事業とハード事業に分け、合計13事業をピックアップして説明させていただきます。

まず、ソフト事業、(1) 教員の授業力向上です。町の教育課題である児童・生徒の「学力向上」を図るためには教員の授業力向上が必須であることから、各校を研究指定校として位置付け支援を行うとともに、各種研修をとおして教員の授業力向上を図っています。

2ページをお開きください。(2) フューチャースクールの実施です。平成27年度から中学生を対象に開始した事業ですが、平成28年度には新たに小学6年生を対象に加えました。学ぶ習慣を身につけさせるとともに、一人ひとりの子供が自らの目標を達成できる学力の向上に期待しているところでございます。

次に(3) ふるさと学習 みずほ学の推進です。平成28年度に事業を立ち上げ、平成29年度から各校で事業を推進していきます。ふるさと瑞穂の自然や文化を大切にするとともに、郷土を誇れる子ども、地域社会の一員としての役割を担う子どもを育成します。同時に、次期学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」という視点から思考力・判断力・表現力を育成し、学力の向上に繋げていきます。

次に(4) 「みずほあったか先生」キャンペーンです。町の公立小中学校校長会と教育委員会が協力し、子どもの人権尊重、一人ひとりに寄り添った指導を行うことを趣旨としたキャンペーンを推進しています。

3ページになります。(5) 中学生「東京駅伝」大会への参加です。この大会は、都の教育委員会の主催で

中学生の健康増進や体力向上などを目的として開催されていますが、対象は中学2年生です。今年で8回目の開催ですが町村で唯一、瑞穂町が1回目から出場していますが、今年は、女子が38位と、大健闘いたしました。特に、今年はこの町の陸上連盟の協力をいただき、選手選考会や大会会場での試走会も開催いたしました。

次に(6)青少年国際交流事業です。モーガンヒル市と瑞穂町が、1年おきにそれぞれの派遣団の受け入れを行っていますが、平成28年度は、瑞穂町が派遣団受け入れの年となりました。モーガンヒル市の中学生は、ホストファミリーとの交流をはじめ学校での体験授業などにより、町とのつながりを、より深めていただけたことと思います。

次に(7)こどもフェスティバルです。平成28年度は10回目の節目の開催となりました。10回を記念してのミニSLの運行や屋外へ特設ステージを設置するなど、工夫を凝らした演出に心がけた結果、盛会のうちに事業を終了することができました。

4ページをお開きください。(8)地域資料 図書館・資料館連携事業です。図書館振興財団助成金を活用した事業を平成27年度に続き、実施しました。内容は、画像認証技術を使い資料館入口を入ったところにある、10m×10mの航空写真に専用端末、いわゆるタブレットになりますが、このタブレットをかざすと、その地点の懐かしい過去の写真や音声などが視聴できるシステムを構築しました。このシステムは3月12日から稼働していますが、先日、公開記念講演会を開催したところでございます。

次に(9)ふるさとづくり推進事業です。町の豊かな自然や美しい景観、先人たちが築いた文化や歴史などの貴重な財産や観光資源などに関する資料を町民と協働で作成するものです。平成27年度には歴史編、観光編の教則本の作成、また、自然編の基礎調査を行い、平成28年度には自然編の教則本の作成を行いました。この成果物は、先ほどご説明したふるさと学習「みずほ学」にも活用していきます。加えて、今後、

ふるさとづくりを推進するコーディネーター育成のために「みずほ塾」（仮称）を創設し、瑞穂検定（仮称）を実施します。

次に（１０）瑞穂町自然保護等指針についてです。町の自然環境の保全、外来種の駆除と在来種の保護や狭山丘陵とその周辺の里山環境の保全・整備など、体系的に整理する指針を平成２７年度に策定しました。平成２８年度には各課が行っている、指針に関連する事業の調査を行いました。今後、プロジェクトチームを立ち上げ定期的に事業の検証を行います。

５ページになります。このページからハード事業になります。（１１）四小・二中校庭芝生化事業ですが、平成２３年度の三小にはじまり、平成２８年度には四小、平成２９年度の二中の工事により、すべての学校校庭芝生化が完了となります。

次に（１２）三小・二中水飲栓直結化事業です。この事業は、受水槽を通さずに児童・生徒が安心しておいしい水道水を飲めるよう、都の費用を使い推進しています。平成２８年度は三小と二中の工事を行いました。残るは二小・五小となります。

６ページをお開きください。（１３）中央体育館及び武道館耐震補強事業です。中央体育館は、平成２７年度に入札不調により工事を行うことができませんでしたが、平成２８年度、無事に工事は終了しました。また、武道館は、耐震補強工事に加え、雨漏りがひどかったことから屋根の修繕も行いました。

９ページをお開きください。別紙２になりますが、先程、説明させていただきました、ふるさと学習「みずほ学」についての概要をまとめた資料でございます。後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

町長

説明は終わりました。



ただいまの説明等に関して、質問や意見などございましたら、発言をお願いします。

町長

資料1の町の教育行政についてで、カラー舗装の説明があったが、地図等を示さなければ、どの場所か委員の皆さまが分かりづらい。海外留学奨学資金等支給状況にしても、一覧を用意すべきである。

企画部長

会議終了後資料を用意し、改めてお示しします。

町長

防犯カメラは、全部で何台設置しているのか。

企画部長

現在、町内に240台以上設置しています。ただし、設置場所については、公表に適していないと考えられるため、明確に説明することは控えさせていただいています。

補足ですが、防犯カメラは犯罪の防止、また犯人の検挙につながったという事例もありますが、一方扱い方を間違えますと、プライバシーの侵害等に発展してしまいます。町の法制担当より、今年の2月に全職場へ映像の適正管理ということで、注意喚起を行っています。個人情報にあたるため、データの収集、また、何か事件が発生した際、すぐに警察等へ提供するのではなく、適切に申請、審査等の手順を踏んで提供するように注意喚起しています。

関谷委員

ハードディスクは、一定期間後消去するという方法のため、データ等の流出の心配はないのでしょうか。

教育長

通学路に設置している防犯カメラについてですが、防犯カメラを設置している旨のステッカーを電柱につ

けています。ハードディスク等の機器は、電柱の少し高いところに設置しているため、簡単に持っていかれないようになっています。データの取り出しには、ハードディスクが入っている装置を開け、接続し他の記録媒体に落とすという手順が必要になってきます。

各学校には、管理のため各4台から5台の防犯カメラを設置しています。

中野委員

カメラのメンテナンスは、どのくらいの頻度で行っているのでしょうか。メンテナンス中に事故等が起こり、防犯カメラが役に立たなかった事例があったので、お聞きしたいと思います。

企画部長

確認し、後日報告いたします。

滝澤委員長

先日の青少年問題協議会の会議中での話ですが、通学路や学校には、防犯カメラが設置されていることは知っていたが、狭山池には防犯カメラはついているのか、という話がありました。先ほど説明の中で、公園に設置しているという話がありましたが、具体的な名前がでていなかったため、教えていただきたいと思います。

企画部長

先ほど申し上げた平成28年度に新たに設置した箇所ですが、かすが公園、下師岡公園、下野公園、若草公園、長岡公園、高根下公園、さくら公園、狭山谷公園、松原西公園等です。

なお、松原中央公園には、平成24年度に設置しています。

町長

何か問題が発生した箇所にカメラを設置しています。狭山池公園は、シルバー人材センターに管理を委託

しているため、カメラを設置していないと考えます。必要があれば、防犯カメラの設置も検討していきたいと思えます。

町長

図書館とけやき館の共同事業として行ったクマムシの講演会は、新聞に掲載されたこともあり、満員であった。

本日の新聞に、オオタカがデザインされた、町のマンホールカードについての記事が掲載されています。

村上委員

小学校の授業で、全国のマンホールの紹介をしていると聞いています。

教育長

マンホールカードについては、簡単なアンケートに回答していただいた方に配布しています。

当事業の主管課は、都市計画課であります。配布については、土、日、祝日でも開館している郷土資料館が適切であると考え、協力をしています。最近は凝ったデザインが増えてきています。

町長

マンホールカードを収集する方たちも増え、他県からも収集しにくるという話も聞きます。

村上委員

このようなことを町民自身があまり知らないということがあり、もったいないと感じます。

教育長

新聞等のメディアに取り上げられると、事業のPR効果が高く、反響がまるで違ってきます。

村上委員

「みずほ学」も是非、PRをしていただきたいと思います。

教育長

「みずほ学」については、各学校の教育課程の中で実施していくもののため、新聞に取り上げられるようになるかはわかりませんが、このような会議や、議会でもふるさと学習「みずほ学」を実施していくということを積極的に周知しています。町長もおっしゃっていますが、「みずほ学」という名称を付けるなど、よりPR効果が高まるよう行っています。

村上委員

家庭の中でも、ふるさと学習の話ができれば、より盛り上がっていくと感じますし、郷土愛の醸成にもつながると考えます。

教育長

フューチャースクールやストップ22などの他事業においても、広報や会議などで積極的に周知しています。

関谷委員

周知ということで、先日第一小学校で行われた、2分の1成人式のDVDが配布されていました。当日参加できなかった保護者もDVDを観ることによって、学校への関心が高まると思います。PRとしては、非常に良いことであると感じました。

読書講演会では、いままでは文学的な講師をお招きしていたが、今回クマムシの講演会ということで、科学的な講師をお招きしました。参加者の多くは、大人の方で、自然科学に興味がある方が町内に沢山いることがわかり、非常によい講演会でした。

町長

青少年国際交流事業ですが、モーガンヒル市では、瑞穂町への派遣が決まると、自ら事業を計画し、資金

を集め、やってくる。自治体をあてにせず、すべて自分たちの力で行っている。日本と違い、アメリカでは自助努力の精神が進んでいると感じました。

公共施設についても、日本とアメリカの違いがあり、アメリカでは、施設は自治体が造り、維持管理は利用者が行っているようです。

町長

他に質問等も無いようですので、議題1についてはこの程度とします。

## 2) 瑞穂町総合教育会議要綱改正(案)について

町長

次に、議題2 瑞穂町総合教育会議要綱の改正(案)について、を議題とします。事務局より、説明させます。

事務局(教育課長)

説明いたします。瑞穂町総合教育会議を設置するにあたり、平成27年8月に要綱を定めましたが、今回、要綱第6条の「会議の公開」について、改正する必要があるため、お諮りするものです。理由ですが、現行の要綱の規定では、明らかに非公開とすべき案件についても、会議を開いた上で出席構成員の議決で決定することと規定されています。総合教育会議、以下「会議」といいますが、この会議の傍聴を希望する方がいた場合に、会議当日、会場へ足を運んでいただいたにも関わらず、非公開と決定した場合は、傍聴できないこととなります。このようなことから、事前に会議の公開・非公開を決定することも必要と考え、町の法制担当と協議しました。当初、会議前に町長、教育長による協議により、会議の公開・非公開が決定できないかと法制担当と調整しましたが、結果として、法で定めた(総合教育)会議設置の趣旨を踏まえれば、町長、

教育長のみでの会議の公開・非公開の決定は、行えないという結論となりました。

このような経緯から、今回の改正は、最終的な会議の公開・非公開は、会議当日に町長、教育委員の皆様で決定しますが、会議前に町長、教育長による協議で公開・非公開の仮決定を行えるという趣旨の改正をさせていただくことといたしました。ただ今の説明をチャートとしてまとめたものが、資料3を1枚おめくりいただき、3ページにまとめたものとなりますので、ご覧ください。

チャートの左側は、現行の要綱第6条の内容で、案件の公開・非公開は、会議当日に決定されますので、傍聴人は、当日でないと会議が非公開かどうかわかりません。右側は、改正後第6条第1項の内容となりますが、会議前に町長、教育長が非公開とすべき案件について、仮決定を行うことにより、会議当日前に会議が非公開になる可能性があることの周知が可能となり、また傍聴人は、事前に会議が非公開になる可能性を知ることができます。そして、第6条第2項になりますが、会議当日、町長からの発議により、教育委員の皆様の同意を得て、会議の公開・非公開を決定することになります。

次に恐れ入りますが、7ページ新旧対照表をご覧ください。表の左側、新の欄下側、第7条をご覧ください。これは、会議録の公表に関する規定を定めるものですが、第6条において、会議を公開しないと決定した場合、第7条第2項で会議録を公表しない規定を追加するものです。また、全体的なことですが、第1条から第9条まで、文言の整理を行っています。

つづきまして、8ページをご覧ください。附則ですが、第1項は、この告示の施行日を定めるものです。第2項は、現行の教育長が、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正前から在職しているため、第6条第2項の規定を教育長を除く教育委員とするものです。

以上で説明を終わります。

町長

説明は終わりました。ただいまの説明等に関して、ご質問等はございますか。

村上委員

総合教育会議の開催前に非公開事項を周知することができます、という説明でしたが、どのように周知するのでしょうか。

事務局（教育課長）

ホームページ等で周知を行います。以前は会議開催前に非公開事項について周知することができませんでした。このことにより、会議当日に傍聴に来られても、会議が非公開になった場合、傍聴ができない状況でした。事前周知を可能とし、このような状況を改めるために、今回規則の改正を行うこととなりました。

教育長

補足説明します。非公開にしなければならない場合は、児童・生徒等の事件、事故等で、かつ個人の秘密を保つ必要があり、緊急に会議を開催しなければならないような内容を想定しています。ホームページに非公開事項を掲載してお知らせするというのは、通常の内容で非公開にする案件があった場合ということになります。緊急に開催しなければならない場合は、法でも定められているとおり、首長と教育長のみで会議を開催することもできる、ということになっています。このことから、緊急の場合は、すぐにでも会議を開催しろ、というのが法の趣旨だと考えます。その趣旨にのっとった場合、緊急に開く会議を非公開にする、という旨を周知する時間はないと思います。そのような緊急の会議の場合でも、関心があり会議を傍聴したいという方がいる可能性があります。そういった方々からの問い合わせに対して、非公開である旨を答えるのが一番の方法であると考えます。

非公開事項の周知は、通常の場合はホームページ等で行うことが考えられますが、緊急に会議を開催した場合は、ホームページ等での周知は行わず、問い合わせに対して、非公開であることを伝えるという体制に

なることが想定されます。

村上委員

非公開という旨をホームページで周知するために、会議の開催が遅れてしまっただけでは、不都合であると考えられるため、問い合わせに対する回答という周知でもよいと感じました。

町長

質問等も無いようですので、瑞穂町総合教育会議要綱の改正については、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議ないようですので、さよう決定させていただきます。

### 3) その他

町長

次に、議題3「その他」について、委員の皆さまからは何かありますでしょうか。

事務局から報告があれば報告願います。

事務局（教育課長）

1点ご報告します。次回の総合教育会議の開催は、日程が決まり次第、ご連絡いたします。事務局からは以上となります。

町長

その他に何かありますか。

教育部長



新聞等で掲載されているため、すでにご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、瑞穂町在住の高校生、川口さんが国際バレエコンクールに出場したということで、2月14日に町長を表敬訪問されました。滝澤委員長よりご紹介をいただき、この表敬訪問に至りました。この方は、海外留学奨学資金支給制度は利用せず、自費で大会へ出場されています。

町長

以前、バレエをやっている方が、町の海外留学奨学資金支給制度の対象となっていたと思いますが、この方は、対象にならないのか。

教育長

この方は、都立高校の授業の一環として、この国際大会に出場しています。別の方は、民間のバレエスクールに通っており、海外へ留学することになったため、海外留学奨学資金支給制度を利用されました。

町長

委員の皆さまに情報提供ですが、海外留学奨学資金支給制度と高等学校等に入学する際、6万円の奨学金を支給するという制度は、町内の大型ショッピングモールが出店する際の寄付金が原資となっています。

#### 4 閉会

町長

その他に何かありますか。

無いようですので、第2回瑞穂町総合教育会議を終了したいと思います。

ご苦労様でした。

閉会 午後3時20分